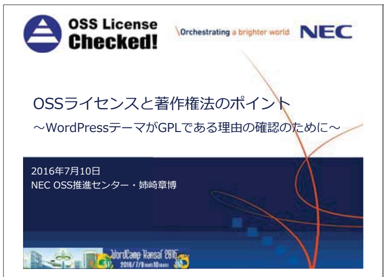
OSS License Checked!

Orchestrating a brighter world NEC

OSSライセンスと著作権法のポイント

～WordPressテーマがGPLである理由の確認のために～

2016年7月10日
NEC OSS推進センター・姉崎章博

WordCamp Kansai 2016
2016/7/9 sat 10 sun

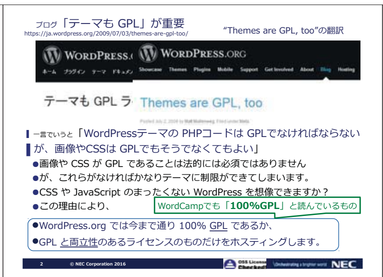
ブログ「テーマも GPL」が重要

https://ja.wordpress.org/2009/07/03/themes-are-gpl-too/ "Themes are GPL, too"の翻訳

WordPress.org
ホーム プラグイン テーマ ドキュメント
Showcase Themes Plugins Mobile Support Get Involved About Blog Hosting
テーマも GPL ラ
Themes are GPL, too

- 一言でいうと「WordPressテーマの PHPコードは GPLでなければならない
- が、画像やCSSは GPLでもそうでなくてもよい」
  - ●画像や CSS が GPL であることは法的には必須ではありません
  - ●が、これらがなければかなりテーマに制限ができてしまいます。
  - ●CSS や JavaScript のまったくない WordPress を想像できますか？
  - ●この理由により、
  - ●WordPress.org では今まで通り 100% GPL であるか、
  - ●GPL と両立性のあるライセンスのものだけをホスティングします。

WordCampでも「**100%GPL**」と読んでいるもの

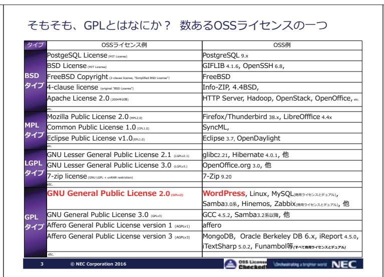
そもそも、GPLとはなにか？ 数あるOSSライセンスの一つ

タイプ	OSSライセンス例	OSS例
BSDタイプ	PostgeSQL License (MIT License)	PostgreSQL 9.x
	BSD License (MIT License)	GIFLIB 4.1.6, OpenSSH 6.8,
	FreeBSD Copyright (2-clause license, "Simplified BSD License")	FreeBSD
	4-clause license (original "BSD License")	Info-ZIP, 4.4BSD,
	Apache License 2.0 (2004年以降)	HTTP Server, Hadoop, OpenStack, OpenOffice, etc.
	etc.	
MPLタイプ	Mozilla Public License 2.0 (MPL2.0)	Firefox/Thunderbird 38.x, LibreOfffice 4.4x
	Common Public License 1.0 (CPL1.0)	SyncML,
	Eclipse Public License v1.0 (EPL1.0)	Eclipse 3.7, OpenDaylight
	etc.	
LGPLタイプ	GNU Lesser General Public License 2.1 (LGPLv2.1)	glibc2.21, Hibernate 4.0.1, 他
	GNU Lesser General Public License 3.0 (LGPLv3)	OpenOffice.org 3.0, 他
	7-zip license (GNU LGPL + unRAR restriction)	7-Zip 9.20
	etc.	
GPLタイプ	**GNU General Public License 2.0** (GPLv2)	**WordPress**, Linux, MySQL(商用ライセンスとデュアル), Samba3.0系, Hinemos, Zabbix(商用ライセンスとデュアル), 他
	GNU General Public License 3.0 (GPLv3)	GCC 4.5.2, Samba3.2系以降, 他
	Affero General Public License version 1 (AGPLv1)	affero
	Affero General Public License version 3 (AGPLv3)	MongoDB, Oracle Berkeley DB 6.x, iReport 4.5.0, iTextSharp 5.0.2, Funambol等(すべて商用ライセンスとデュアル)
	etc.	

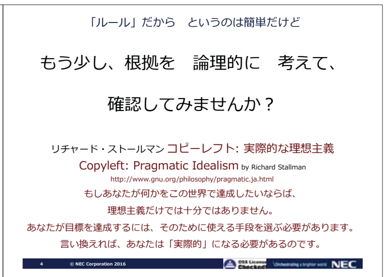
「ルール」だから　というのは簡単だけど

もう少し、根拠を　論理的に　考えて、確認してみませんか？

リチャード・ストールマン コピーレフト: 実際的な理想主義
Copyleft: Pragmatic Idealism by Richard Stallman
http://www.gnu.org/philosophy/pragmatic.ja.html
もしあなたが何かをこの世界で達成したいならば、
理想主義だけでは十分ではありません。
あなたが目標を達成するには、そのために使える手段を選ぶ必要があります。
言い換えれば、あなたは「実際的」になる必要があるのです。

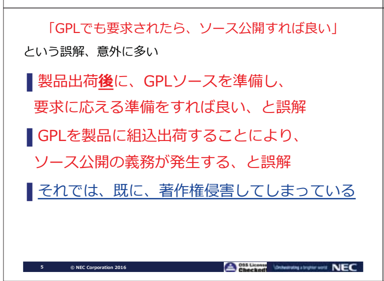
「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」
という誤解、意外に多い

- 製品出荷**後**に、GPLソースを準備し、要求に応える準備をすれば良い、と誤解
- GPLを製品に組込出荷することにより、ソース公開の義務が発生する、と誤解
- それでは、既に、著作権侵害してしまっている

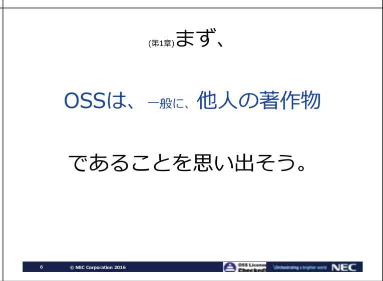
(第1章)まず、

OSSは、一般に、他人の著作物

であることを思い出そう。

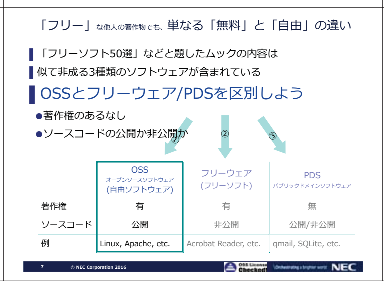
「フリー」な他人の著作物でも、単なる「無料」と「自由」の違い

- 「フリーソフト50選」などと題したムックの内容は
- 似て非成る3種類のソフトウェアが含まれている
- OSSとフリーウェア/PDSを区別しよう
  - ●著作権のあるなし
  - ●ソースコードの公開か非公開か

	OSS オープンソースソフトウェア (自由ソフトウェア)	フリーウェア (フリーソフト)	PDS パブリックドメインソフトウェア
著作権	有	有	無
ソースコード	公開	非公開	公開/非公開
例	Linux, Apache, etc.	Acrobat Reader, etc.	qmail, SQLite, etc.

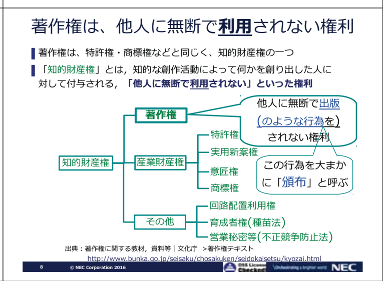
著作権は、他人に無断で**利用**されない権利

- 著作権は、特許権・商標権などと同じく、知的財産権の一つ
- 「知的財産権」とは，知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される，**「他人に無断で利用されない」といった権利**

知的財産権
著作権
産業財産権
特許権
実用新案権
意匠権
商標権
その他
回路配置利用権
育成者権(種苗法)
営業秘密等(不正競争防止法)
他人に無断で出版(のような行為を)されない権利
この行為を大まかに「頒布」と呼ぶ

出典：著作権に関する教材，資料等｜文化庁 ＞著作権テキスト
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html

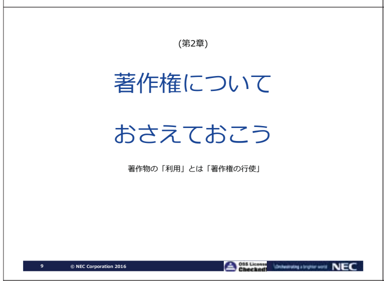
(第2章)

著作権について おさえておこう

著作物の「利用」とは「著作権の行使」

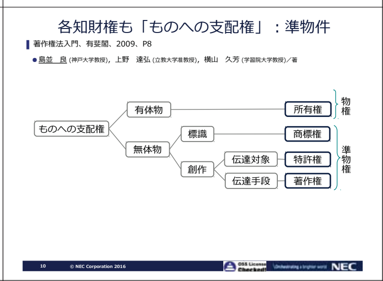
各知財権も「ものへの支配権」：準物件

- 著作権法入門、有斐閣、2009、P8
  - ●島並　良 (神戸大学教授)，上野　達弘 (立教大学准教授)，横山　久芳 (学習院大学教授)／著

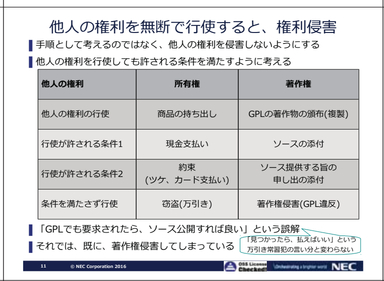
他人の権利を無断で行使すると、権利侵害

- 手順として考えるのではなく、他人の権利を侵害しないようにする
- 他人の権利を行使しても許される条件を満たすように考える

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束 (ツケ、カード支払い)	ソース提供する旨の申し出の添付
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

- 「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解
- それでは、既に、著作権侵害してしまっている

「見つかったら、払えばいい」という万引き常習犯の言い分と変わらない

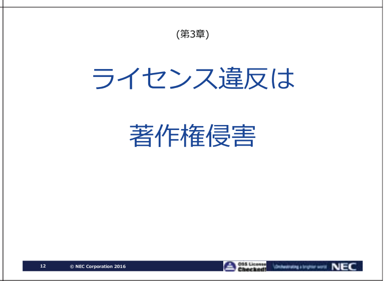
(第3章)

ライセンス違反は 著作権侵害

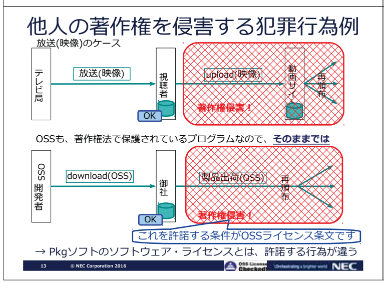
他人の著作権を侵害する犯罪行為例

放送(映像)のケース

OSSも、著作権法で保護されているプログラムなので、**そのままでは**

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です

→ Pkgソフトのソフトウェア・ライセンスとは、許諾する行為が違う

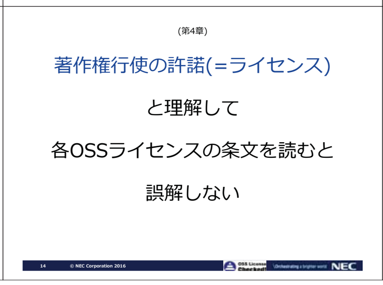
(第4章)

著作権行使の許諾(=ライセンス)

と理解して

各OSSライセンスの条文を読むと

誤解しない

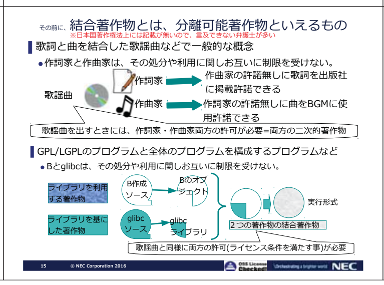
その前に、結合著作物とは、分離可能著作物といえるもの

※日本国著作権法上には記載が無いので、言及できない弁護士が多い

- 歌詞と曲を結合した歌謡曲などで一般的な概念
  - ●作詞家と作曲家は、その処分や利用に関しお互いに制限を受けない。

作詞家 → 作曲家の許諾無しに歌詞を出版社に掲載許諾できる
作曲家 → 作詞家の許諾無しに曲をBGMに使用許諾できる

歌謡曲を出すときには、作詞家・作曲家両方の許可が必要=両方の二次的著作物

- GPL/LGPLのプログラムと全体のプログラムを構成するプログラムなど
  - ●Bとglibcは、その処分や利用に関しお互いに制限を受けない。

歌謡曲と同様に両方の許可(ライセンス条件を満たす事)が必要

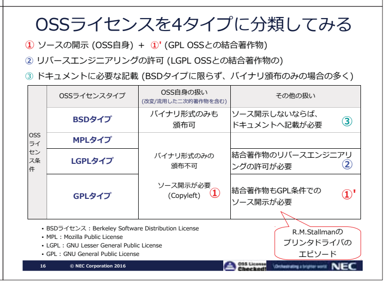
OSSライセンスを4タイプに分類してみる

① ソースの開示 (OSS自身) ＋ ①' (GPL OSSとの結合著作物)
② リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物の)
③ ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、バイナリ頒布のみの場合の多く)

	OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い (改変/流用した二次的著作物を含む)	その他の扱い
OSSライセンス条件	BSDタイプ	バイナリ形式のみも頒布可	ソース開示しないならば、ドキュメントへ記載が必要 ③
	MPLタイプ	バイナリ形式のみの頒布不可 ソース開示が必要 (Copyleft) ①	
	LGPLタイプ		結合著作物のリバースエンジニアリングの許可が必要 ②
	GPLタイプ		結合著作物もGPL条件でのソース開示が必要 ①'

- BSDライセンス：Berkeley Software Distribution License
- MPL：Mozilla Public License
- LGPL：GNU Lesser General Public License
- GPL：GNU General Public License

R.M.Stallmanのプリンタドライバのエピソード

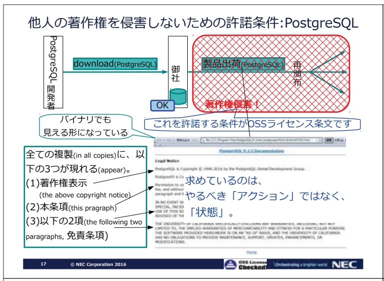
他人の著作権を侵害しないための許諾条件:PostgreSQL

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です

バイナリでも見える形になっている

全ての複製(in all copies)に、以下の3つが現れる(appear)。
(1)著作権表示 (the above copyright notice)
(2)本条項(this pragraph)
(3)以下の2項(the following two paragraphs, 免責条項)

求めているのは、やるべき「アクション」ではなく、「状態」。

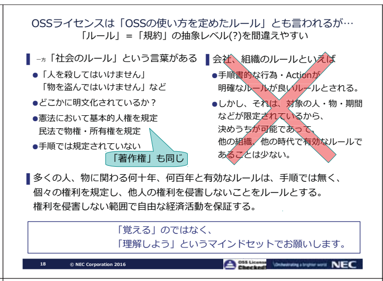
OSSライセンスは「OSSの使い方を定めたルール」とも言われるが…「ルール」＝「規約」の抽象レベル(?)を間違えやすい

- 一方「社会のルール」という言葉がある
  - ●「人を殺してはいけません」「物を盗んではいけません」など
  - ●どこかに明文化されているか？
  - ●憲法において基本的人権を規定 民法で物権・所有権を規定
  - ●手順では規定されていない

「著作権」も同じ

- 会社、組織のルールといえば
  - ●手順書的な行為・Actionが明確なルールが良いルールとされる。
  - ●しかし、それは、対象の人・物・期間などが限定されているから、決めうちが可能であって、他の組織、他の時代で有効なルールであることは少ない。

- 多くの人、物に関わる何十年、何百年と有効なルールは、手順では無く、個々の権利を規定し、他人の権利を侵害しないことをルールとする。権利を侵害しない範囲で自由な経済活動を保証する。

「覚える」のではなく、
「理解しよう」というマインドセットでお願いします。

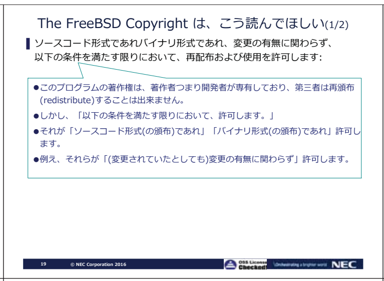
The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(1/2)

- ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布および使用を許可します:

- ●このプログラムの著作権は、著作者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布(redistribute)することは出来ません。
- ●しかし、「以下の条件を満たす限りにおいて、許可します。」
- ●それが「ソースコード形式(の頒布)であれ」「バイナリ形式(の頒布)であれ」許可します。
- ●例え、それらが「(変更されていたとしても)変更の有無に関わらず」許可します。

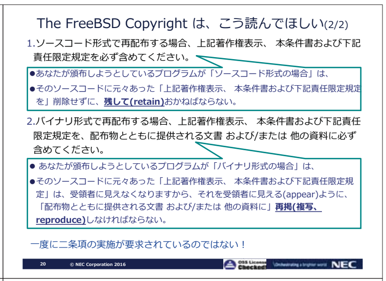
The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(2/2)

1.ソースコード形式で再配布する場合、上記著作権表示、 本条件書および下記責任限定規定を必ず含めてください。

- ●あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード形式の場合」は、
- ●そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、 本条件書および下記責任限定規定を」削除せずに、**残して(retain)**おかねばならない。

2.バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、 本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料に必ず含めてください。

- ● あなたが頒布しようとしているプログラムが「バイナリ形式の場合」は、
- ●そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、 本条件書および下記責任限定規定」は、受領者に見えなくなりますから、それを受領者に見える(appear)ように、「配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料に」**再掲(複写、reproduce)**しなければならない。

一度に二条項の実施が要求されているのではない！

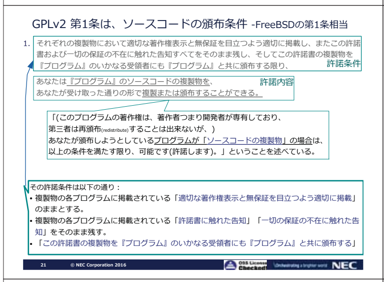
GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条相当

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの許諾書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する限り、 許諾条件

あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。 許諾内容

「(このプログラムの著作権は、著作者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布(redistribute)することは出来ないが、)
あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコードの複製物」の場合は、以上の条件を満たす限り、可能です(許諾します)。」ということを述べている。

その許諾条件は以下の通り：
- 複製物の各プログラムに掲載されている「適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載」のままとする。
- 複製物の各プログラムに掲載されている「許諾書に触れた告知」「一切の保証の不在に触れた告知」をそのまま残す。
- 「この許諾書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する」

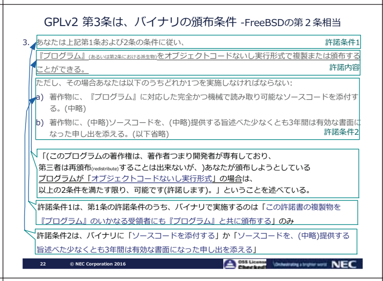
GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第２条相当

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、 許諾条件1

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。 許諾内容

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:
a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)
b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略) 許諾条件2

「(このプログラムの著作権は、著作者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布(redistribute)することは出来ないが、)あなたが頒布しようとしているプログラムが「オブジェクトコードないし実行形式」の場合は、以上の2条件を満たす限り、可能です(許諾します)。」ということを述べている。

許諾条件1は、第1条の許諾条件のうち、バイナリで実施するのは「この許諾書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する」のみ

許諾条件2は、バイナリに「ソースコードを添付する」か「ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える」

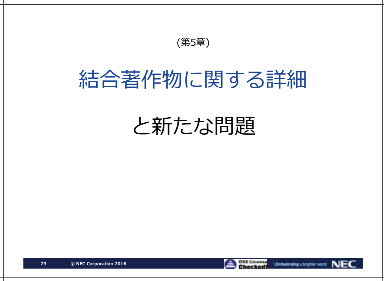
(第5章)

結合著作物に関する詳細

と新たな問題

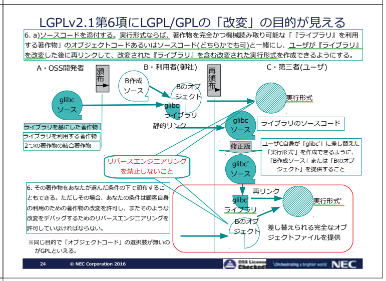
LGPLv2.1第6項にLGPL/GPLの「改変」の目的が見える

6. a)ソースコードを添付する。実行形式ならば、著作物を完全かつ機械読み取り可能な「『ライブラリ』を利用する著作物」のオブジェクトコードあるいはソースコード(どちらかでも可)と一緒にし、ユーザが『ライブラリ』を改変した後に再リンクして、改変された『ライブラリ』を含む改変された実行形式を作成できるようにする。

リバースエンジニアリングを禁止しないこと

ユーザC自身が「glibc'」に差し替えた「実行形式'」を作成できるように、「B作成ソース」または「Bのオブジェクト」を提供すること

差し替えられる完全なオブジェクトファイルを提供

6. その著作物をあなたが選んだ条件の下で頒布することもできる。ただしその場合、あなたの条件は顧客自身の利用のための著作物の改変を許可し、またそのような改変をデバッグするためのリバースエンジニアリングを許可していなければならない。

※同じ目的で「オブジェクトコード」の選択肢が無いのがGPLといえる。

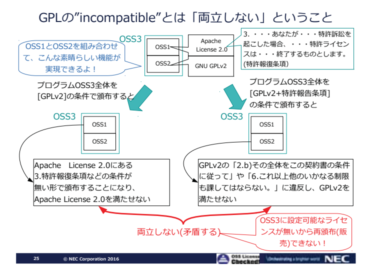
GPLの"incompatible"とは「両立しない」ということ

OSS1とOSS2を組み合わせて、こんな素晴らしい機能が実現できるよ！

3. ・・・あなたが・・・特許訴訟を起こした場合、・・・特許ライセンスは・・・終了するものとします。(特許報復条項)

プログラムOSS3全体を[GPLv2]の条件で頒布すると

プログラムOSS3全体を[GPLv2+特許報告条項]の条件で頒布すると

Apache　License 2.0にある3.特許報復条項などの条件が無い形で頒布することになり、Apache License 2.0を満たせない

GPLv2の「2.b)その全体をこの契約書の条件に従って」や「6.これ以上他のいかなる制限も課してはならない。」に違反し、GPLv2を満たせない

両立しない(矛盾する)

OSS3に設定可能なライセンスが無いから再頒布(販売)できない！

Q & A

コンサルティング・サービスのWebサイト

- OSSライセンス・コンプライアンス　コンサルティング・サービス：
  http://jpn.nec.com/oss/osslc/
- Protex: http://jpn.nec.com/oss/protex/

Orchestrating a brighter world

NEC